

令和6年4月23日

令和6年4月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年4月23日(火) 午後1時30分～2時15分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(12人)

会長 14番 小濱 邦臣

委員 1番 大神 平 2番 中西 壽男

3番 入交 享子 4番 矢頭 周

5番 久保 睦子 7番 南野 悟

8番 吉田 公俊 10番 谷山 正昭

11番 池田 洋一 12番 大西 清一

13番 西林 肇

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区 西ノ坊 嘉治 第2地区 中井 昇

第3地区 中野 勝之 第4地区 小川 範久

第5地区 川端 稔 第6地区 森 善隆

第7地区 松本 好博

5 欠席委員(2人)

6番 中村 正治 9番 早川 訓男

6 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長(兼農林課長) 谷田 明夫

事務局次長 松下 伸弘 事務局長代理 奥田 真貴子

職員 大畑 利枝

7 議事録署名委員

10番 谷山 正昭 11番 池田 洋一

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用
集積計画(利用権設定)

- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案
- 議案第4号 茨木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改定案
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
- 報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
- 報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

9 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和6年4月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は12名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号10番、谷山 正昭委員、並びに、議席番号11番、池田 洋一委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので報告いたしておきます。
それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、347平方メートルについてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものであります。

譲受人は市内の農家で、本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものであります。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容について事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、1,108平方メートルについて、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるにあたり、審査依頼があったものでございます。

借り手は農家で権利関係は使用貸借権、5年の新規設定となっております。

借り手は農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、906平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は賃借権、解除条件付、1年10か月の再設定でございます。

転借人は特定非営利活動法人で、社会福祉事業の一環として令和3年から当該農地を借受しております。

本件農地の貸借につきましては、貸し手と大阪府みどり公社の契約が令和8年3月31日で終了することから、権利設定の期間が1年10か月になっております。

転借人は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、また法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が法人の行う耕作の事業に常時従事すると認められることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議 長

次に、議案第4号、茨木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案を議題といたします。

内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第4号、茨木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案について説明いたします。

この指針につきましては、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会は、農地等の利用の最適化を推進するため、その目標や推進方法を定めた指針を策定するように努めることとされたことを受け、本委員会におきましても、平成31年4月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定しました。

指針には、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めることとされており、委員及び推進委員は指針に従って活動するように求められております。

前回の指針は令和5年度を目標年度として定めたものでありましたことから、今回、改めて令和8年度を目標年度とする指針を定めるものでございます。

それでは改訂案の内容について説明いたします。

3頁をお開き願います。

今回の改訂箇所を朱書きしております。

第2 具体的な目標、推進方法、1 遊休農地の発生防止・解消について、

(1) 遊休農地の解消目標の表でございます。

まず、表記の見直しを行っております。

管内の農地面積について、3頁と4頁の表で算出方法が異なっておりますことから、表の注釈の見直しや追加を行い補足しております。

4頁の表にあります管内の農地面積(C)欄は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載しておりますが、3頁の管内の農地面積(A)欄は、(C)欄の面積と遊休農地面積(B)欄の合計面積を記載しています。

遊休農地面積（Ｂ）欄には、現状、令和５年度末、１．６５ヘクタール、目標、令和８年度末は１．４５ヘクタール、遊休農地の割合はそれぞれ０．３パーセントを記載しております。

目標設定の考え方としまして、これまでの遊休農地の解消実績、年間の活動計画を勘案し、数値目標を設定しております。

続きまして４頁をお開き願います。

２ 担い手への農地利用の集積・集約化について、（１）担い手への農地利用集積目標の表でございます。

現状、令和５年度末の集積面積は２６．９ヘクタール、集積率４．９パーセント、目標、令和８年度末、２８．１ヘクタール、集積率５．２パーセントを記載しております。

目標設定の考え方としまして、これまでの実績、新規参入状況等を勘案し、単年度で０．４ヘクタール、３年間で１．２ヘクタールの新規集積目標を設定しています。

また、（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法、①農地の利用権設定については、今年度末で農業経営基盤強化促進法の規定に基づく利用権設定の手続が終了することから本文の見直しを行っております。

続きまして、５頁をお開き願います。

３ 新規参入の促進について、（１）新規参入の促進目標の表でございます。現状を令和５年度末に、目標を令和８年度末に変更するとともに所要の改定を行っております。

目標設定の考え方としましては、これまでの新規参入状況、市の農業経営基盤強化促進基本構想を勘案し、単年度で２経営体、３年間で６経営体を記載しています。

以上が指針の改定案の内容でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

昨年の今頃に改定をされていますが、１年で改定するというのは何かあるのですか。

事務局

ちょうど1年前、令和5年4月に改定をしました。

それは、農業委員会として定めている目標の変更ではなく、あくまで、国の制度改正を受け改定しました。

元々、指針の内容として、最適化の推進の目標及び方法を記載していたのですが、昨年度から活動内容の評価の方法も盛り込むことになりましたので、その文言を追加したものであります。

この指針は当初設定した時に令和5年度末を目標年度に定めたのですが、併せて、茨木市農業委員会としましては、3年毎に目標設定を見直していくこととしております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

1頁のところに、農地所有者の意向調査という項目があるのですが、どのような内容で意向調査をしているか教えてほしい。

事務局

ここで想定しています意向調査というのは、農地の利用状況調査を受けた意向調査ということで、遊休農地の所有者を対象にした意向調査のことです。

内容としましては、有効利用されていない農地を有効利用に促していこうということです。

まずは自分で管理をしてくださいと促すのですが、できない場合には貸し借りへ誘導していきます。農地の貸借について、農地中間管理事業を活用し、大阪府みどり公社へ所有している農地を貸し出していただくように促していくような意向調査を行うことになっております。

遊休農地を対象とした調査でございます。

矢頭委員

遊休農地を把握しているのを前提に、遊休農地をどういう形で解消できるかという話ですか。

事務局

調査項目はすごくシンプルでございます。

現状は不耕作になっているということです。放置しないでくださいと、1つ目は、自ら耕作、営農を再開してください、2つ目は、貸し借りをしてください、3つ目は、貸し借りについて、頼める方がおられるのなら契約となるのですが、どなたも借り手のかたが個人的に見つからない場合には、大阪府みどり

公社を通した貸し借りのマッチングを活用していただくという趣旨になっております。

議 長
小川委員。

小川委員

3頁の表の、解消の数値なのですが、遊休農地の割合、B割るAがどちらも0.3パーセントなのですが、実際には、現状は0.303、下の3年後は0.266、遊休農地が減ったのに割合が同じになっているので、その辺は是正されたほうがいいのではと思いました。

事務局

今回のこの指針といいますのは、決定しましたら農業委員会のホームページで公表することになっております。

様式は国が策定しているもので、ここの遊休農地の割合につきましては、小数第1位まで載せるようになっておりますので、未満については四捨五入させていただきます。

議 長
他にご意見等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長
ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
茨木市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針改定案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、2件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、令和6年度茨木市における農業関連事業の概要につきまして、農林課から説明をお願いいたします。

農林課長 谷田君。

(農林課 谷田課長、説明を行う。)

(質疑、応答)

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、令和6年度委員総会でございますが、今週4月25日、木曜日、午後1時30分から、南館8階中会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、5月22日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和6年4月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年4月23日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名済み

署 名 委 員

署名済み

署 名 委 員

署名済み
